

基本目標 5 協働と参画により 町民が主役になるまち

政策 13 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

施策 34. 地域を活性化するコミュニティ活動の推進

関連するSDGsのゴール



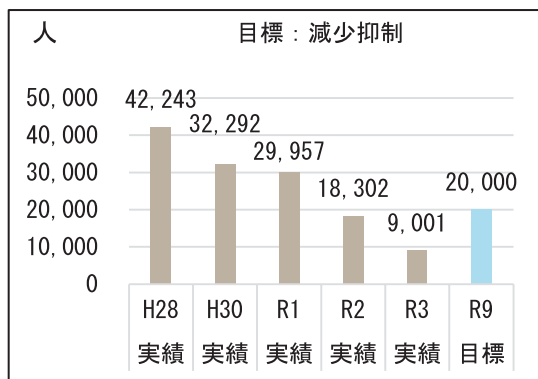
施策を取り巻く環境

- 本町では人口減少・少子高齢化により地域コミュニティの希薄化が危惧される状況にあります。
- 町では、町民の自主的なまちづくり活動に対して「笑顔あふれるまちづくり支援事業」などにより支援しています。

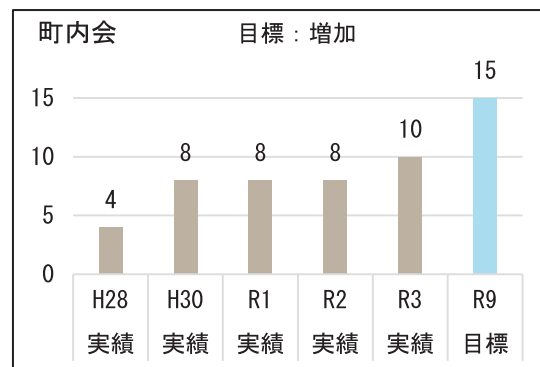
前期計画の進捗

数値目標（ベンチマークと実績）

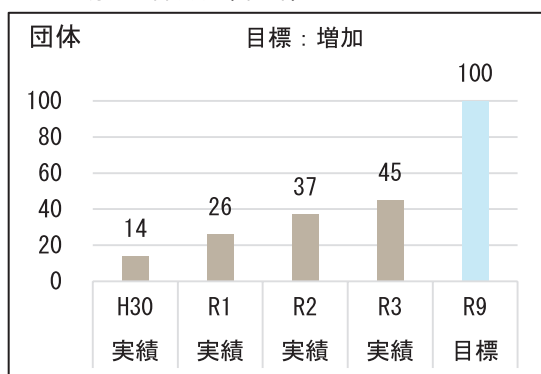
1. コミュニティ施設の年間利用者数



2. 地域づくり計画を策定している町内会数



3. 笑顔あふれるまちづくり支援事業 実施団体数（累計）



これまでの主な成果

- 町独自の助成金制度である「笑顔あふれるまちづくり支援事業」の活用が図られており、地域の活性化につながっています。
- 自主的に「地域づくり計画」を策定して、将来の地域を考える町内会が増えています。
- 地域担当職員を各町内会に配置して地域と行政間の連絡調整を行うことにより、地域の課題解決につながっています。
- 地区の集会所については、建て替え、改修などを計画的に行い、整備しています。

後期基本計画の方針

- 地域住民による自主的なコミュニティ活動を促進するため、活動拠点となる集会所などの計画的な施設の整備および充実に努めます。
- 地域担当職員制度により、行政と地域の連携を密にし、協働によるまちづくりの確立を目指します。

住民や地域に期待する役割



住民・地域

- 地域活動に積極的に参加・協力・連携・交流する
- 地域課題を町内会などで話し合い、解決する
- 行政と協働で、幅広いまちづくり活動に取り組む
- まちづくり活動を担うリーダーを育てる

住民
地域
地域
地域

主な取り組み

(1) コミュニティ施設の整備充実

- 既存の集会施設、公共施設をコミュニティの活動拠点として利活用を促進するとともに、施設の維持管理、実情に合った整備を推進します。

(2) 特色ある地域活動に対する支援

- 地域主体の活動を促進していくため、町独自の助成金制度「笑顔あふれるまちづくり支援事業」の拡充や国・県などの助成金の活用を図ります。
- 地域担当職員制度により、行政と地域との連携や協働による地域の課題解決の取り組みを推進します。

政策 14 協働と参画によるまちづくりの推進

施策 35. 協働と参画によるまちづくりの推進

関連するSDGsのゴール



施策を取り巻く環境

- 協働と参画によるまちづくりの推進のため、各種施策の企画および実施、各種計画の策定について、委員、アンケート、パブリックコメントなどを実施する必要があります。
- 町民と行政が将来のまちづくりについて共通認識を持つため、情報公開を進めるなど、町民の参画しやすい環境を作ります。

これまでの主な成果

- 各種計画の策定時に、アンケートやパブリックコメントを実施し、町民から委員を選任しました。
- 月ごとに発行している広報紙「広報なんぶちょう」やホームページ、SNSなどを通じて、町政情報を積極的に発信しました。

後期基本計画の方針

- 町民一人ひとりが生き生きとし、笑顔に満ちあふれたまちをつくっていくため、地域の伝統や特性などを活かした取り組みを支援します。
- 各種行政計画の策定、公共施設の整備・運営、公共サービスへの町民や民間の参画を促進します。
- 町民との協働や様々な事業への参加を進めるため、広報紙、SNSなどを通じた広報・広聴を充実させていきます。

住民や地域に期待する役割



住民・地域

- 行政情報の収集に努め活用する
- 広聴の機会に積極的に参加する
- 行政サービスに意見・提言をする

住民

住民

住民

主な取り組み

(1) 町民主体のまちづくりの推進

- まちづくりへの参画意識を醸成するとともに、公共施設の整備・管理・運営、公共サービスなどへの町民の参画や協働を促進します。
- 行事やイベントの企画・運営などへの町民の参画や協働を促進し、町民主導の体制を推進します。
- 各種審議会委員などの一般公募、パブリックコメントなどにより、各種行政計画の実施、点検、見直し、評価などへの町民の参画と協働を促進します。

(2) 広聴・広報活動の充実

- 「広報なんぶちょう」などの各種定期発行情報誌やホームページの情報の充実、町民と行政の双方向的な情報の受発信による情報提供の強化や情報伝達の迅速化を図るとともに、広聴活動の充実を図り、町民が様々なまちづくりに参加しやすい体制をつくります。

(3) まちづくり団体、ボランティア団体などの育成・支援

- 町内会、子ども会など、各種まちづくり団体や社会奉仕活動などを行うボランティア団体の自主性・自立性を尊重しながら活動を支援します。



政策 15 男女共同参画社会と人権尊重社会の構築

施策 36. 男女共同参画社会の構築

関連するSDGsのゴール



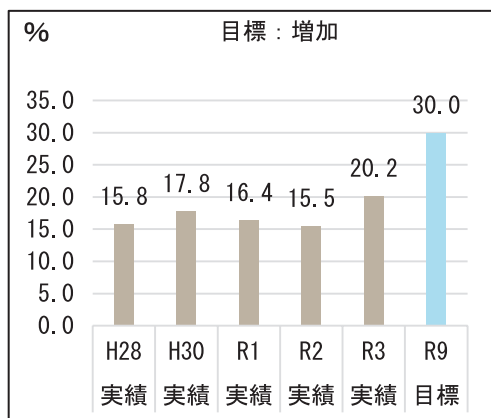
施策を取り巻く環境

- 女性のエンパワーメント*とジェンダー平等の課題は、SDGs の目標にも盛り込まれているように、国際的な課題となっています。
- 本町では、「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男性も女性もすべての個人が喜びや責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会づくりを推進していく必要があります。十分な育児休業を取得し、その後も継続して仕事ができるようにするなど、安心して子どもを産み育て、社会に復帰することができる環境を整備し、男女共同参画社会の構築を進めていく必要があります。

前期計画の進捗

数値目標（ベンチマーク）と実績

1. 公的各種審議会・委員会に占める女性の割合



これまでの主な成果

- 男女共同参画社会基本計画に基づいて、各種事業を実施するとともに、国の関係法の改正に伴い、条例の整備を随時行いました。

後期基本計画の方針

- 「男女共同参画社会基本計画」に基づき、女性の社会参画を促進していくほか、世界的なジェンダー平等にも配慮した施策を実施していきます。学校教育や生涯学習活動などを通じて男女共同参画意識の啓発および研修を推進します。
- 女性の意見をまちづくりに反映していくため、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用を推進します。

*エンパワーメント：個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出すこと。

住民や地域に期待する役割



住民・地域

- ジェンダー平等への理解を深める 住民

主な取り組み

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の推進、学習機会の充実

- 学校教育、生涯学習活動などを通じて、男女共同参画意識の啓発および研修を推進します。

(2) 公的各種審議会・委員会などでの男女共同参画の推進

- まちづくりに女性の意見を反映し、女性の社会参画機会の拡充を図るため、委員の一般公募の導入などを通じ、公的各種審議会・委員会などへの女性の登用に努めます。

(3) 女性の労働環境の整備

- 働き方改革を進め、ハラスメントに配慮した女性が働きやすい環境づくりのため、育児および介護休業制度などの周知・活用を促進します。加えて、行政が率先して制度を利用し、公から民へ制度普及の機運を高めます。



施策 37. 人権尊重社会の構築

関連するSDGsのゴール



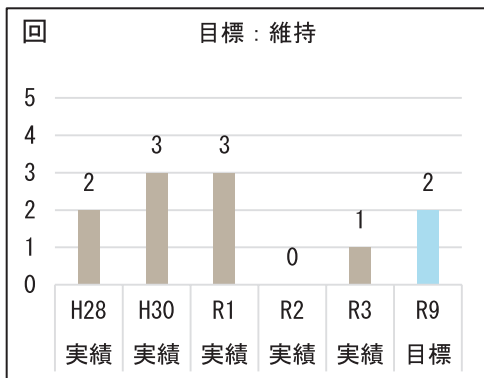
施策を取り巻く環境

- 国際社会全体の目標である SDGs の理念として、地球上の「誰一人取り残さない」という考えがあるように、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する取り組みにより、国際社会は「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しています。
- 本町では、国や県などが実施する活動に合わせ、人権擁護委員、行政相談員、民生委員との連携を密にしながら普及・啓発活動を行うとともに、年間を通して人権相談を開設しています。学校教育・社会教育では、様々な場面において人権尊重意識の普及・高揚などの啓発活動を展開しています。
- 今後は、家庭・学校・職場・地域などが連携し、人権が尊重される社会を目指して人権教育と実践活動を総合的に推進していく必要があります。

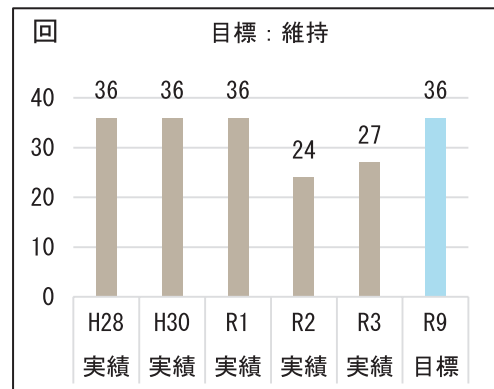
前期計画の進捗

数値目標（ベンチマーク）と実績

1. 人権尊重啓発事業の開催数



2. 人権に関する相談窓口の開催数



これまでの主な成果

- 人権相談を開催し、町民の相談に応じることで、解決の一助となりました。
- 「社会を明るくする運動」などの街頭活動により、人権に対する理解度が高められました。
- 学校教育において、いじめやSNS などによる人権問題に対する啓発活動を行っています。

後期基本計画の方針

- 町民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深められるよう、関係機関と連携を取りながら人権尊重意識の普及・啓発活動の推進に努めるとともに、法を尊重する意識の定着、法令の周知徹底に努めます。
- 家庭・学校・職場・地域などで人権尊重の理念についての理解を促し、不当な差別や虐待など他人の人権を侵害する行為の防止に努めます。

住民や地域に期待する役割



住民・地域

- 人権に対しての正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践する **住民**

主な取り組み

(1) 人権尊重社会構築に向けた啓発活動の推進

- あらゆる不平等をなくす意識を育むため、関連法令の周知徹底、人権尊重意識の普及・啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

- 子どもたちが健やかに育まれる教育環境を家庭・地域でつくっていくとともに、学校教育と社会教育が連携を密にして、いじめ、ヤングケアラーの問題など見えない不平等をなくしていくことに努めます。
- 人権が尊重される社会を目指した人権教育や実践活動を総合的に推進します。

